

むつ市議会第246回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

令和2年12月7日（月曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

第1 行政報告

【一般質問】

第2 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）2番 工藤祥子 議員

（2）6番 佐賀英生 議員

（3）3番 杉浦弘樹 議員

（4）11番 鎌田ちよ子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|----|-----|
| 1番 | 佐藤 | 武 | 2番 | 工藤 | 祥子 |
| 3番 | 杉浦 | 弘樹 | 4番 | 東 | 健而 |
| 5番 | 野中 | 貴健 | 6番 | 佐賀 | 英生 |
| 7番 | 斉藤 | 孝昭 | 8番 | 山本 | 留義 |
| 9番 | 富岡 | 直哉 | 10番 | 村中 | 浩明 |
| 11番 | 鎌田 | ちよ子 | 12番 | 住吉 | 年広 |
| 13番 | 白井 | 二郎 | 14番 | 濱田 | 栄子 |
| 15番 | 佐藤 | 広政 | 16番 | 富岡 | 幸夫 |
| 17番 | 岡崎 | 健吾 | 18番 | 原田 | 敏匡 |
| 19番 | 佐々木 | 隆徳 | 20番 | 浅利 | 竹二郎 |
| 21番 | 佐々木 | 肇 | 22番 | 大瀧 | 次男 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | | | | | |
|--|----|-----|-------------|-----|-----|
| 市長 | 宮下 | 宗一郎 | 副市長 | 鎌田 | 光治 |
| 副市長 | 川西 | 伸二 | 教育長 | 氏家 | 剛人 |
| 公営企業 管 理 者 | 村田 | 尚 | 代 監 査 委 員 | 齊藤 | 秀一 |
| 選挙管理 委 員 会 長 | 畑中 | 政勝 | 農 委 員 会 長 | 坂本 | 正一 |
| 総務部長 | 吉田 | 真 | 総 務 部 事 長 | 千代谷 | 賀士子 |
| 企画政策 部 長 | 松谷 | 勇 | 財 務 部 長 | 吉田 | 和久 |
| 財務部 税 務 推 進 監 策 | 樋山 | 政之 | 民 生 部 長 | 中村 | 久 |
| 福祉部長 | 須藤 | 勝広 | 健 康 推 進 部 長 | 中村 | 智郎 |
| 子どら み 部 長 s m i l e k i d s o f f i c e こ じ 所 長 | 菅原 | 典子 | 経 済 部 長 | 立花 | 一雄 |

| | | | |
|-------------------|-----------|---------------------------------|-----------|
| 都 市 整 備 長 | 中 里 敬 | 都 整 建 技 政 推 進 備 術 進 市 部 設 監 策 監 | 小 笠 原 洋 一 |
| 川 内 庁 倉 長 | 木 下 尚 一 郎 | 大 畑 庁 倉 長 | 伊 藤 大 治 郎 |
| 協 野 所 沢 長 | 工 藤 和 彦 | 会 管 理 計 者 | 野 藤 賀 範 |
| 選 挙 管 理 委 員 長 | 木 村 善 弘 | 監 事 査 務 委 員 長 | 田 中 宏 司 |
| 農 委 事 務 局 員 局 濟 | 金 浜 達 也 | 教 育 部 長 | 角 本 力 |
| 上 下 水 道 長 | 濱 谷 重 芳 | 総 政 推 進 総 務 課 | 杉 澤 一 徳 |
| 民 政 推 進 課 策 課 長 | 杉 山 郷 史 | 健 づ 推 政 推 感 対 策 室 | 木 村 公 子 |
| 企 政 工 戦 略 策 課 長 | 一 戸 義 則 | 財 税 務 課 部 長 | 飯 田 啓 太 郎 |
| 健 づ 推 進 課 保 年 金 長 | 石 田 隆 司 | 健 づ 推 予 医 療 課 | 畑 中 美 雅 |
| 子 み 子 文 助 課 長 | 吉 田 有 美 子 | 総 務 課 部 課 幹 | 井 戸 向 秀 明 |
| 総 務 課 任 | 菊 池 亘 | 総 務 課 部 課 任 | 柏 谷 諒 |

事務局職員出席者

| | | | |
|---------|-----------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 佐 藤 孝 悦 | 次 長 | 中 野 敬 三 |
| 総 括 主 幹 | 青 山 論 | 主 幹 | 葛 西 信 弘 |
| 主 幹 | 堂 崎 亜 希 子 | | |

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（大瀧次男） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

まず初めに、今朝ほど市長から、今定例会に提出されております指定管理者の指定議案に係る参考資料の一部に誤謬訂正がありますので、お手元に配信してあります。

なお、タブレット端末に登録されている当該資料は全て訂正済みでありますので、ご了承願います。

次に、本日この後、青森大学のむつ市へのキャンパス設置について、市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

◎日程第1 行政報告

○議長（大瀧次男） 日程第1 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 皆さん、おはようございます。

学校法人青森山田学園様より、青森大学がむつ市へ進出すると理事会で決定したとの報告がございました。下北文化会館を学びの拠点とし、令和4年の開学を目指すこととされています。4年制大学の誘致と立地は、むつ市にとっても下北にとっても積年の悲願でありました。年末にこのように明るく希望に満ちた報告ができることをうれしく思っております。これから関連する議案が多く続くこととなりますが、議員の皆様におかれましては、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、行政報告を拝読させていただきます。

この度、青森大学（学校法人青森山田学園）様より、青森大学が、むつ市へ進出する基本方針を理事会において決定したとの連絡がございましたので、ご報告申し上げます。

むつキャンパスは、令和4年度の開学を目指すとのことで、複数の学部を設置し、1学年20名程度の学生が学びを行う計画とのことでありました。

市といたしましては、これを全面的に支援してまいりたいと考えております。

今後は、青森大学と市とで包括協定の締結に向け協議を重ね、合意次第、正式決定となります。

市の具体的な支援として、まずは、キャンパスの整備に取り組むことを考えております。場所は、下北文化会館のセンター棟を全面的に改修し、(仮称)むつ下北未来創生キャンパスとして整備いたします。

財源は、国の交付金や合併特例債を活用して行いますが、もともと予定していた下北文化会館の長寿命化計画にも基づいて実施をすることで最小限の経費で行うことを想定しております。

むつ下北未来創生キャンパスは、下北文化会館のこれまでの市民利用としての機能、青森大学のキャンパス機能に加え、連携を図っております弘

前大学、青森中央学院大学及び先行して誘致した青森明の星短期大学との大学連携の拠点として、市民の皆様にも開かれた施設として整備をすることで、その機能の最大化を図っていきたいと考えております。

また、地域としても大学生の学びと就職を応援する体制を整え、3大学と1短大が集積し、むつ市の未来を共に創る（共創する）新しい大学・学びのあり方をむつ市モデルとして模索してまいりたいと考えております。

この大学の設置により、大学生と短大生合わせておよそ100名がむつ市で暮らし、学びを行うというむつ下北新時代が幕を開けます。

コロナ禍が一つの契機となって、私たちがチャンスを得ることになりました。暗く重いコロナ禍ですが、私たちはこの一報で、希望を持って新年を迎えることができます。

これからも市民の皆様、議員の皆様と力を合わせ、コロナを乗り越えて、新しい時代の創造に努めてまいりますので、本件につきましても、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大瀧次男） これより質疑を行います。ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。7番齊藤孝昭議員。

○7番（齊藤孝昭） おはようございます。まずは、当地へ4年制大学が進出することに決定したことに対しまして、この事例は奇跡に近い快挙であると私は考えています。青森大学様はじめ関係者の皆様に、まずは感謝と敬意を表したいと思っております。ありがとうございます。

さて、ただいまの報告について質疑をさせていただきますが、今定例会に上程されている、先ほど市長も壇上で話しましたが、議案第104号または議案第105号は、下北文化会館をむつ市へ移譲することを協議するための議案でありまして、その関係から議案の事前審査に抵触する可能性が

ありますので、その範囲を超えないよう注意しながら、何点かお聞きしたいと思います。

まず、青森大学様がむつ市へ進出することになった経緯をお知らせ願いたいと思っております。

2つ目は、高等教育機関の設置は当市、むつ市にとっては悲願でありましたが、このことによる地域に与える影響または効果をどのように予想しているのかお願いたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、キャンパス誘致の経緯ということですが、今年度に入ってから、青森大学様とは複数回協議を重ねておりましたが、9月に大学側から具体的な開設の提案がありまして、市有施設が提供できないか、ですとか、あるいは我々としては下北文化会館を中心に、あるいは複数の施設を中心に検討を行った結果、市からの支援の提案などを踏まえて、12月4日の大学の理事会において、キャンパスの開設というか、進出のほうが決定的なふうになっております。

この効果ですけれども、私は、18歳になって進学のためにどうしてもまちを出なければいけなかった子供たちがたくさんいるということについては非常に高い問題意識を持っていました。そうした若い世代が定着をしてくれると、少なくとも大学のときにここで学びを行うというのは、地域にとって計り知れない効果があるというふうに思っています。それはすなわち、そのままむつ下北に定着をしてくれるということもありますし、やはり新しいイノベーションですとか、新しいまちづくりとかというのは、新しい若い人たちの発想の中で行われるというのが非常に未来を切り開いていくということにつながると思いますので、今青森明の星短期大学と、それから青森大学の学生と一緒にまちづくりを進めることで、明るいというか、希望に満ちあふれた、そういうむつ市、下北

になってくれることに大いに期待をしているところでございます。

○議長（大瀧次男） 7番。

○7番（齊藤孝昭） 初めにちょっと悲願という話をしましたが、むつ下北に4年制大学、高等教育機関を誘致しよう、または開設しようという夢は、我々議員みんなが共通する認識で、これまでもいろんな取組をしてきたところでありますが、ここに来てその夢が現実になりつつある、またはなったと言ってもいいと思いますが、高等教育機関をこの地域につくる、できたというその先、どういうふうに高等教育機関と市または地域が協力体制を築いて、まちづくりまたは地域づくりに役立てようとするのか。ここを言い過ぎると一般質問になりますので、あまり強くは言えませんが、市長はどんなことを思って、誘致または協議に至る思いなのかをお知らせ願いたいと思います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

今回青森大学様の進出ということですが、世界的に見れば、ハーバード大学ですとか、そういう本当に世界の超一流大学が今どういうふうに学びを展開しているかということ、自分たちの授業をインターネットで公開して、全世界で誰でも受講できるようにしていると。一昔前の大学は、入学した生徒に特権として授業を与えるという、そういう世界でありました。ただ、それがどうして今オープンになっているかということ、世界の各大学は、特にトップの大学は、これは何を学ぶか、何を学ばせるかということだけではなくて、誰と学ぶかということをすごく重視している、そういう学びになっていると。世界の潮流がそうだというふうに思っているのです。

ですから、私たちは、今回青森明の星短期大学様とそれから青森大学様がこちらに立地することで、ではその点でどういうふうな支援ができるか

といえば、地域と一緒に学ぶということを大切にしたい。そのことによって、やはり地域が新しい未来を大学と、そして学生と開いていく、そういう姿をつくっていくことが大事だというふうに思っています。ですから、キャンパスをつくるということは、これから議案として、来年度の恐らくメインの予算の目玉になると思うのですが、そういうこともそうですけれども、民間の企業との連携ですとか、あるいはむつ市内にもたくさん多くの学びをしていらっしゃる方々もいらっしゃいます。さらには、ジオパークというのも一つの学問として成立すると思います。そういったことも含めて、地域と学ぶ大学、これを新しいむつ市モデルとして確立していきたいと、このように夢を描いているところでございます。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

○議長（大瀧次男） 次は、日程第2 一般質問を行います。

本日は、工藤祥子議員、佐賀英生議員、杉浦弘樹議員、鎌田ちよ子議員の一般質問を行います。

◎工藤祥子議員

○議長（大瀧次男） まず、工藤祥子議員の登壇を求めます。2番工藤祥子議員。

（2番 工藤祥子議員登壇）

○2番（工藤祥子） おはようございます。日本共産党の工藤祥子です。通告により、一般質問を行います。

1点目として、むつ市湯野川濃々園についてです。下北各地にある温泉は、近年ボーリングにより開発され、今日温泉は多数ありますが、自然湧出の温泉で古くから有名な温泉地というところ4か所、恐山、薬研、下風呂、湯野川と言われています。

菅江真澄という人は、江戸時代後期の旅行家で、柳田国男氏に「民俗学の祖」と評されている方ですが、蝦夷地から大間に入り、2年半の間、田名部を拠点に下北を歩き、多くの紀行文を書き、「於久の字良字良」という文の中で、湯野川温泉について記述を残しています。この温泉は、1600年後期に川内の泉龍寺の開祖が発見したと言われ、古くから湯治客でにぎわった歴史があります。

近年は、水上勉原作の映画「飢餓海峡」の舞台の一つにもなり、濃々園の中にポスター等が貼られています。映画にも登場した総ヒバのかつての小さな風呂は、現在同じ設計で再建し、別の場所に移され、集落の人だけが利用しています。

昨年住民の皆さんからの声を受けて、9月定例会において改修について取り上げ、天井や壁から木のくずのようなものが落ちてくる、雨漏りがする等4点について質問しました。答弁は、指定管理者である川内町商工会のご意見を伺いながら、適切に対応してまいりますという中身でした。

今年度は、むつ市からシルバー人材センターが請け負うという形になりましたが、今年度500万円余りの予算が計上されたものの、調査が長引き、半年近くの休館となっています。いつ再開するのか、住民から心配の声が出ています。11月半ばまで調査が長引いたようですが、調査の結果、それから今後の方向についてお知らせください。

2点目です。コロナウイルス感染第3波の感染拡大が止まりません。専門家で作る感染症対策分科会がG o T o トラベルの一時停止を提言しても受け止めようとしません。菅政権は、経済を回

さなければならぬと言いますが、日本医師会の中川俊男会長は、感染防止策が結果的には一番の経済対策と指摘しています。医療の逼迫、年末年始を控えての暮らし、なりわいの不安が広がる中、国会会期の延長を求める声も聞かず、事実上国会は閉会になろうとしています。

地方としてできることは限られていますが、むつ市としても様々な支援事業をして、これまで頑張ってきました。その一つ、6月定例会において、コロナ危機対応として、条例を改正し、市税、国民健康保険税及び介護保険税の減免と徴収の猶予を決めましたが、1つ目としては、それらの利用状況についてお聞きします。

2つ目として、申請の方法です。コロナ予防のために、まずは電話ということで理解はするものの、内容や所得状況を確認、それから減免申請書と返還用封筒を自宅に郵送するというやり方をしています。市民の方から、申請をもっと緊張することなく気軽に行えるように、申請書を窓口にくるか、ホームページでダウンロードする等の方法も考えていただきたいという声を聞いていますが、申請のやり方、申請の入り口を広げる考えはないでしょうか。

3点目は、特別障害者手当についてです。11月後半、ある新聞記事に注目しました。それは、「特別障害者手当 知られていない制度 周知にもっと工夫を」というタイトルで、弘前市の記事が載っていました。市民から特別障害者手当について相談を受けたことがきっかけで、議員や介護の団体が調査をする中で、この制度が知られていないことが分かり、周知にもっと工夫をすべきという内容でした。

この手当は、精神や身体に極めて重い障害があって、常時特別な介護を必要とする人に手当が支給される制度です。在宅で20歳以上という条件で、所得制限もあります。障害者手当がなくても、要

介護4や5の高齢者も申請できますが、専門医が作成する認定診断書などの必要書類が必要という適用基準は厳しいと言われますが、全国的に最も受給漏れの多い制度とも言われます。一月2万7,350円、3か月分をまとめ、年4回支給されます。財源は、国負担4分の3、自治体負担は4分の1です。

「弘前市の介護保険を良くする会」がこの手当について市と懇談した中で、市から次のような回答をもらったそうです。「介護保険担当者と障害者福祉担当者と連携して、介護4、5の方にも案内を入れる。そして、ケアマネジャーの方に研修会でお知らせする」という回答です。むつ市ではどのようになっているのかお聞きします。

1つ目は、特別障害者手当の支給を受けている方はどのくらいいるのか。

2つ目は、どのようにお知らせしているのかお聞きいたします。

以上が壇上からの質問です。簡潔で前向きな答弁をよろしく願いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、観光についてのご質問についてお答えいたします。市では、今年度総ヒバ造りである湯野川温泉濃々園の浴室内壁の改修工事を計画しており、その前段階として、本年5月28日から建物全体の維持保全に関する調査業務を委託しておりました。11月13日付で受託事業者から調査報告書が提出され、現在担当部局において調査報告の内容について精査しているところであり、併せて今後の対応についても検討しているところでもありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、コロナ危機の中での税等について及び特別障害者手当についてのご質問につきましては、

それぞれ担当部長等からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 税務調整監。

○財務部税務調整監政策推進監（樋山政之） コロナ危機の中での税等についてのご質問、市税、国民健康保険税及び介護保険料の減免と徴収の猶予についてお答えいたします。

市税等の納付にお困りの方々に対しましては、国の通知内容に沿った徴収猶予及び減免の適用について、遺漏なきよう努めているところでございます。

徴収猶予及び減免の適用状況ですが、11月27日時点において、市税の徴収猶予につきましては、個人住民税特別徴収分が1件、1万9,600円、法人市民税が11件、233万8,100円、固定資産税が10件、319万5,900円、合計で22件、555万3,600円となっております。

減免の件数等についてであります。国民健康保険税は108件、2,146万800円、介護保険料は37件、205万5,401円となっております。

次に、減免を遡及して適用しているかのご質問についてでございますが、新型コロナウイルス感染症に係る減免につきましては、国の通知により、最大で令和2年2月1日まで遡及して適用することとなっておりますことから、市といたしましては、所要の条例改正をした上で対応しております。

次に、減免の申請書の窓口への設置と制度の周知についてお答えいたします。減免の申請手続きにつきましては、感染予防の観点から、できるだけ電話でご相談いただいた上で、郵送による手続きをお願いしているところでもあります。窓口にお越しいただいた場合には、記載内容や添付書類を職員がご説明させていただいた上で申請書をお渡ししております。

いずれにいたしましても、申請書記載内容の訂

正や添付書類の不足による再提出など、申請者のご負担とならないよう事前にご説明させていただいておりますが、ご来庁の際には税務課窓口にて職員にお声がけいただきますようお願いいたします。

納税者の方々に対する周知についてであります。これまで広報むつでお知らせしてきたところですが、令和3年1月号にも掲載予定でございます。また、市のホームページにおいては、新型コロナウイルス関連情報の経済対策の中でご説明させていただきますいております。

市といたしましては、今後とも市税等の徴収猶予及び減免についての周知に努めるとともに、納税相談を通じて、新型コロナウイルス感染症の影響により市税等の納付が困難な方々を支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 福祉部長。

○福祉部長（須藤勝広） 特別障害者手当についてのご質問にお答えいたします。

特別障害者手当は、20歳以上で心身に重度の障害があり、日常において常時特別の介護を必要とする在宅の方に手当が支給される制度で、当市では10月末日現在43名の方が受給しており、そのうち介護認定を受けている方は23名となっております。

特別障害者手当の周知につきましては、市のホームページや障害福祉サービスのパンフレット等により、市民の皆様に周知を図っているところであります。今後も特別障害者の福祉の向上のため、介護福祉と連携した形で制度の周知に努めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） それでは、順番に再質問させていただきます。

調査結果についてということは、まだ今後どう

するのかということが具体的に聞けませんでした。24時間湿気の中で総ヒバ、ヒバ材が老朽化しているというのは分かりましたけれども、休憩室についてだけ特別にお知らせできませんでしょうか。お風呂とまた別に休憩室の調査についてお知らせしてください。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

休憩室のほうの部分につきましても、現在精査しているというところがございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） なかなか調査結果、具体的なものが出ませんでしたので、私の要望も含めて質問したいと思っています。半年近く濃々園は休業になっているということで、本当に市民の中から不安の声が出ています。

濃々園に今でも留守番で受付の方がおります。昨日、1時半にちょっと訪問してみましたら、「今日の時点でも10の方が来て戻っていった、そして電話も2件あった」、このようなことを聞きました。川内の住民の方はもう濃々園が休業しているということを知っているはずなので、これは旧むつの方、または県外の方かなと思って、濃々園の名前が本当に知られているということを改めて感じています。

市民の声ですけれども、「総ヒバでなくてもいい」、「あのような立派なものでなくてもいいから」、「あの温泉が好きなのだ」、濃々園のファンの方ですが、「何とか再建できないものか」、そのような声を聞いていますので、その声をきちんと受け止めていただきたいと思っています。

最近のニュースとして、下風呂温泉郷にある公衆浴場、「大湯」と「新湯」が11月30日に閉館し、「海峡の湯」としてオープンしました。そして、その一部に井上靖が宿泊した土地でもあるという

ことで、村にゆかりのある文学者を紹介するコーナーも設けられています。歴史、文化の魅力も含めた施設として何とか、本当に簡易な建物でもよろしいので、再建していただきたい、こういう市民の声を紹介したいと思っています。

濃々園は、本当に県外の方がたくさん訪れて、全国的にも有名な、そういう温泉ですので、歴史、文化をここでストップさせることなく、濃々園の再建を望みたい、そのような市民の皆さんの思いで今回質問いたしました。これ以上質問してもなかなか具体的なものが返ってきませんので、では2つ目に移ります。

国保税、介護保険料、市民税猶予ということが、それなりに件数、申請があったということは本当によかったとは思っています。そして、もう一つ、遡って申請もできるのかということで、これもオーケーということでした。

しかし、私は下北の申請については、サービスがちょっと悪いのかなということを感じています。ということは、私は10市の中の申請状況を調べてみましたけれども、むつ市だけが申請書のダウンロードができないのです。ほかのほうは、全てダウンロードして申請書を取り寄せることができる、そのような状況になっています。コロナの予防の観点ということも分かることは分かりますけれども、市民の立場になれば、もう少し敷居を低くしてほしいなという思いがします。

払えないと悩んでいる方が電話するというのは、本当に勇気が要ることなのです。ちょっと敷居が高いのです。だから、ホームページを見て、時間の縛りがなく、いつでも見ることができる、このような方法を取ってほしいと思います。むつ市に電話するのは、8時から夕方5時までです。もう少し考えて、ゆっくりダウンロードをして、申請書をじかに手に持って、そして考えていく、このような優しさをむつ市に求めたいなと思って

いるのですが、このことについて、入り口を広げる、ダウンロードする、このようなことについてどう思いますでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（大瀧次男） 税務調整監。

○財務部税務調整監政策推進監（樋山政之） お答えいたします。

当市におきましては、感染症対策と事務手続における申請誤りを防ぐということで、記載内容などについてご説明した上で、返信用封筒を同封して、金銭面においてもご負担をおかけしないということで、申請書をお送りしているところでございます。申請書のダウンロードにつきましては、今後において、他市の状況を参考にしながら検討、対応してまいりたいと考えてございます。

繰り返しとなりますけれども、減免の可否を判定する上で、相談される方々、それぞれ違う収入状況などを確認させていただく必要がありますことから、申請書の修正や追加指導の提出などご負担をおかけしないということのためにも、郵送を基本として対応しておりますことを重ねてご理解賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） ほかの例を見ますと、申請書だけではなく申告書等もダウンロードできます。そして、赤字で「こういうふうを書くんですよ」ということをきちんと申告書なんかにも書いているのです。これは、市民にとっては本当に優しいやり方だと思うのです。申請書を見て、そして書く。確かに訂正箇所もあると思うのですけれども、まず申請に踏み込むかどうかという、そういう市民の本当に悩んでいる気持ちに寄り添った方法を取っていただきたいなと思っています。

遡って申請もできるということなのですが、つがる市なんかでも、減免決定された納期の税額が納付されてしまったときでも、差額を調整

していただく、またはお返しすることもあります。そこまで丁寧に踏み込んで、ダウンロードの中できちんと説明しています。もう少しむつ市では、市民の皆さんに寄り添った形で、ダウンロードを含めて、そして申告書の書き方等も含めて、親切な周知をしていただきたいということをもう一度だけ改めてお聞きしますが、いかがでしょうか。

○議長（大瀧次男） 税務調整監。

○財務部税務調整監政策推進監（樋山政之） お答えいたします。

今議員お話しのような部分につきましては、私ども担当のほうから口頭においてご説明させていただいております。納付済みの税に関しましても還付されることなど、その辺は担当から記載要領も含めてきちんとご説明させていただいておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 担当の職員の方から親切に説明しているということですが、基本的には納税者の申告というのが国民の権利といいたいでしょうか……

（「義務」の声あり）

○2番（工藤祥子） 義務もそうですけれども、権利でもあります。自分で申告をするというのが権利でもあります。確かに職員の方から見ると不安なところもあると思いますけれども、もう少しいろいろな、多様な方法を講じていただきたい。多様な方法を、それこそ窓口を広げていただきたいということを申して、この問題については終わりたいと思います。

次に、特別障害者手当についてですけれども、現在の利用者は43名ということで、平成28年度の主要施策の実績報告書の中では55名ということで、高齢者が増えているので、もう少し増えてもいいのかなという、そういう気がいたします。周知の問題も関係しているのかなという私の想像で

すが、そのように感じています。確かに障害者のほうで出しているパンフレットの中では、特別障害者手当についてということで書いてはいますけれども、全国のほうではすごく誤解が多い制度だという、そういうふうな指摘が医師またはケアマネジャー等から指摘されています。

私はちょっと3人の方に当たってみました。1人の方は昨年、10年以上も寝たきりの旦那さんを介護している方なのですが、その方は障害者1級の手帳を持っている方で、介護5の方で、その人の場合は、この手当をもらっていました。

そして、もう一人の知人ですけれども、その方に聞いてみましたら、この方はもう90近い男性で、奥さんを10年近く介護している方なのです。「この制度について知らなかった。せめておむつ代が出れば本当に助かるのだけれども」、このようなことを言っていました。介護5であって、その奥様は認知症なのです。私は、この方は確かにこの手当には当てはまる方だと思って、感じてきました。

もう一人の方にもちょっと訪問して聞いてみましたが、介護5の方で、障害者手帳1級を持っている方なのです。この方も対象になるのではないかなというふうなことを感じてきました。

インターネットで調べてみましたが、誤解の一つとして、まず在宅ということが条件になっているのですが、在宅の中にグループホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅、ここに入っている方は在宅扱いということになっているのだそうですが、このことについてはどのような認識でしょうか。

○議長（大瀧次男） 福祉部長。

○福祉部長（須藤勝広） 認識ということでございますけれども、私どもも有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅、グループホーム等は支給の対象になるというふうに認識して業務に当たって

おります。

(「在宅になると」の声あり)

- 福祉部長(須藤勝広) はい。
- 議長(大瀧次男) 2番。
- 2番(工藤祥子) クリアする条件の一つとして、グループホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅に入居しても在宅扱いということをも一つ確認しました。

それから、ホームヘルパー全国連絡会では、幾つかの自治体に問い合わせたところ、高齢者は申請できないと誤った理解をしている担当者がいたと、このような指摘をしています。また、障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会、この中では、手当は国の制度、判断するのは自治体、そして自治体によって差が相当出ているということを不安視する、このような意見も出ています。

寝たきりの状態の方は、受給できる可能性がたくさんある。それでは要介護4、5の方でも全て受給できるとは限りませんが、受給できる可能性が本当に広がっている中で、なかなか周知されていない。高齢者、障害者の縦割りの福祉制度の中で、なかなか利用されていないのではないかと、このような指摘が出ていますけれども、このような指摘の中で、どのようにお考えでしょうか。

- 議長(大瀧次男) 福祉部長。
- 福祉部長(須藤勝広) 先ほどもお答えいたしましたけれども、今後介護福祉と連携した形で、障害者と連携した形でやっていく、周知していくということでお話ししておりますので、ご理解願いたいと思います。
- 議長(大瀧次男) 2番。
- 2番(工藤祥子) 先ほど前段でも言いましたように、障害者の担当者と高齢者の担当者がなかなか連携が取れていないというのが弘前市の介護保険を良くする会の懇談の中でも出ていましたので、このようなことがまだまだ全国の自治体では

あるのではないかなということを感じております。これは、むつ市はもっと周知することによって、この手当がもらえる方がいる、もらえる条件があるのにもらっていない、このような状況が広がっているのではないかなというふうなことを感じております。

これは、だからむつ市だけの問題ではなく、全国の問題としてあるようです。ある新聞と言いましたけれども、これはしんぶん赤旗、日刊紙の記事なのですけれども、もう一つ、12月3日のしんぶん赤旗によりますと、衆議院厚生労働委員会の記事が載っておりました。これに対して、やはり周知をするべきだという国会議員の質問に対して、田村厚生労働大臣は、周知は重要とした上で、障害者手帳がないとももらえないと勘違いしている人も多いということを認めて、これからももっともっと周知していきたい、このような答弁をしているということを新聞で読みました。

もっとも在宅で介護している方の頑張りに対して、このような制度があるのだよというふうなことで、しっかりと財政面でも支えていく、このことを訴えて、終わりたいと思います。

- 議長(大瀧次男) これで、工藤祥子議員の質問を終わります。

ここで、午前10時55分まで暫時休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時55分 再開

- 議長(大瀧次男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎佐賀英生議員

- 議長(大瀧次男) 次は、佐賀英生議員の登壇を求めます。6番佐賀英生議員。

(6番 佐賀英生議員登壇)

○6番（佐賀英生） おはようございます。6番、市誠クラブの佐賀英生でございます。むつ市議会本定例会に当たり、通告に従いまして一般質問させていただきます。理事者各位の前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

今年もあと3週間ほどで終わろうとしています。2月に始まったコロナ騒動で、世界中が大変な状況下でも確実に時は刻まれています。日本でも2月上旬に発見されたクルーズ船の新型コロナウイルスの発見により、一気に緊張感が走りしました。青森県も3月23日に県内で初めて八戸市で感染者が確認され、4月に五所川原保健所管内、青森市、十和田市でも感染者が確認されました。現在第3波が訪れているということで、大都市圏は大変な状況下にあります。

先般、親戚以上の付き合いのあるうちで、大変お世話いただいた方が亡くなり、家族の方はほとんどが県外や都市部に住んでいるために、現況下の中では帰省かなわず、故人の顔を見ることなくお別れとなりました。この事例だけではなく、伝え聞きますと、大方同じような感じだと聞いております。本当に憎たらしく、頭にくる感染ウイルスだどつくづく思います。

つい先日、ロシアとイギリスでワクチンが承認されたとの報道があり、イギリスのワクチンは日本にも供給されるということですので、期待していきたいと思っております。一日も早い終息を願っています。

それでは、通告に従いまして、3項目5点についてお伺いいたします。

1項目めの地熱発電についてですが、地球の中心部では5,000度から6,000度もの温度があると考えられており、地球は中から絶えず暖められています。このような地球内部の熱を地熱と言っております。火山周辺には、マグマだまりが熱源として、特に高温な地熱地帯が発達しており、この地

熱は多目的な利用が可能なエネルギーです。発電以外にも、直接利用として暖房、園芸施設、浴用などの各温度段階で様々な利用法があり、間接利用としては海産物の養殖事業にも取り入れられております。

1904年、明治37年、イタリア・ラルデレロにおいて、天然蒸気を利用した発電機が運転されました。1913年、大正2年、同じ場所で世界初の地熱発電所が運転開始となりました。1919年、大正8年、地熱発電の開拓者、海軍中將、山内万寿治氏が石油、石炭の代替熱源として地熱利用を調査し、大分県で噴気孔掘削に成功しました。1925年、大正14年、太刀川平治博士が山内氏の事業を引き継ぎ、日本初の地熱発電に成功しております。

地熱発電の特徴としては、1、安定した発電量。既にたまっている資源を用いて発電するので、太陽光や風力のように、天候や季節、昼夜に影響することなく発電することができます。

2番目として、発電コストが高い。地熱発電は、稼働開始まで多くの時間と費用がかかりますが、稼働後は高い費用対効果が見込まれます。九州電力の八丁原発電所では、近年になって、1キロワットアワー当たり7円の発電コストを実現しています。

3番目として、資源量が豊富。日本は、火山国であるため、資源量が多く、大きな潜在力を有しております。

また、地熱発電の課題としては、1として、国定・国立公園との競合があります。地熱発電が積極的に進んでこなかった大きな理由の一つとして挙がるのは、候補地の多くが国定公園、国立公園に指定されていることです。国立公園には長い間発電所の新設が認められてきませんでした。2011年から見直しが入り、2012年には国立公園内の工事に届出が不要となるなど、規制緩和が進んでおります。

2番目として、温泉地との争い。温泉を観光資源としている場所について、地熱発電の新設によって景観が損なわれる、湯量の低下や温度低下をもたらすおそれがあるなどの理由から、反対の動きが根強くあります。

3番目として、地震の誘発。過去に大規模な地震を誘発した例はありませんが、地下との熱水の出入りによって微少な地震が発生することがあります。ただ、通常は人が感知できないような無感地震です。

自治体の地熱の取組も結構あり、新潟県の十日町市、松之山温泉は、高温の温泉を探し、そのときに発生する温度差エネルギーを利用すれば温泉発電が可能になることから、温泉熱エネルギーに着目し、バイナリー発電の実証実験が行われました。100度以下の温泉熱を用いたバイナリー発電システムの実証実験は、国内でも今までに例のないものでした。

鹿児島県霧島市の大霧発電所は、発電所そのものもジオサイトになっているユニークな発電所で、豊かな自然と共存しながら、年間に、石油ならドラム缶27万本に当たる電力をつくり出しています。

青森県では、地熱は主に融雪、暖房システムに活用されてきました。青森市下湯地区でバイナリー発電が実証されたものの、コスト面で発電所の設立に至っていません。NEDOは、青森県では下北、下湯、八甲田西部、沖浦の4か所で調査が行われており、オリックスも風間浦村、青森市で調査を開始し、地熱発電所の開発を計画しております。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

燧岳調査の現況と進捗状況及び今後の計画について、市長にお伺いをいたします。

次に、2項目めの経済対策について質問いたします。いまだ終息の兆しがない新型コロナウイルス

は、ますます都市部において猛威を振るっており、各業種に痛手を負わせております。特に観光業、飲食業、宿泊業は顕著で、県内の宿泊施設でも先の見えない状況の中、青森県においても休業を余儀なくされた宿泊施設も出てきております。一部の自治体では、夜の街について、店舗は時間制限、市民に対しても自粛を求めているところもあり、書き入れどきの制限はとてつらいことと思われまます。

当市は幸いなことに発病者が出ておらず、役所の取組及び市民の自覚と衛生管理が行き届いていることの現れかと思っております。

議会も閉会し、クリスマスも近づき、暮れの餅代もいただき、締めくくりとなると慰労や懇親をしたくなるのも人情と思われまます。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

1つ目として、市役所職員の忘新年会について。

2つ目として、市民の忘新年会及び酒食を伴う会合について。

以上、2点について市長にお伺いをいたします。

次に、3点目の新型コロナウイルス感染症対策について質問いたします。もう既に原田議員、浅利議員が質問していますので、重複する部分もあろうかと思いますが、よろしくお伺いいたします。

新型コロナウイルスの感染が確認されはや10か月がたとうとしておりますが、終息するどころかますます猛威を振るい始め、第3波が押し寄せてきています。ひたすら耐えて頑張ってきた岩手県も、一度感染者が出ると瞬く間に200人を超え、青森県においても、50人台で踏ん張ってきた感染者数でありましたが、瞬く間に2か月間で、本日現在330人を超えてしまっております。

全国の感染者は累計15万人、死者は2,000人を超えています。重症化しやすい高齢者が多いことや、ここ最近では家族間の感染や職場感染が多いように見受けられます。グーグルが人工知能を使っ

て日本の感染予測を公開しましたが、クリスマス明け26日までで陽性者が全国で8万9,000人、死者が802人となっております。青森県は、陽性者77人で、死者は1となっております。どういう計算ではじき出されたのかは分かりませんが、ということだそうです。10か月間である程度コロナウイルスの特性が分かってきたものの、未知な部分が多いのも事実かと思えます。

先般11月21日の新聞を見ましたら、べた記事ではありますが、「むつ市に宿泊療養施設を 市が整備要望 県対応未定」と出ておりました。これから年末年始を迎え、また成人式も控えていることから、もしものことを念頭に置いて行動しなくてはいけないのではないかと考えることから、質問いたします。

1点目として、整備要望に係る経緯と現状について。

2点目として、県からの返答がないままに感染者が出たときの対応と対策について。

2点について市長にお伺いをいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 佐賀議員のご質問にお答えいたします。

まず、地熱発電についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、経済対策についてのご質問の1点目及び2点目につきましては、関連がありますので、一括してお答えいたします。市では、酒食を伴う会合について、年末年始の忘新年会に限らず、感染予防対策に十分留意した上での会食にしていきたいと考えております。まずは、むつ市感染症対策あんしん飲食店等認定制度に認定された飲食店等を利用していただくほか、その際には経済活性化のため発行いたしましたむつ市プレミアム付

商品券を大いに活用していただきたいと存じます。この対応については、市職員、市民の皆様、変わるところはないと考えてございます。

続きまして、次に新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） 地熱発電についてのご質問にお答えいたします。

燧岳地域の地熱資源開発調査事業の現況と進捗状況についてでございますが、燧岳地域の地下構造や熱源といった地熱資源の状況を直接確認するための掘削による試掘調査を本年9月から実施しております。試掘調査は、市と連携協定を締結しております中部電力株式会社が主体となり、下北自然の家から西側に直線で約3キロメートルの地点で、現在延長約1,700メートルの掘削を行っております。

この作業は、本年12月中の終了を予定しておりますが、その後掘削した坑内の温度を測定するなどの各種試験や掘削により得られた岩石の観察などの室内試験を実施し、さらにこれまでの調査や今回の試験で得られた結果から、地熱構造の解析を行うこととしております。熱や蒸気などの地熱の有無といった調査結果が分かるのは、早ければ来年の3月頃になると伺っております。

その他、今年度は鷲や鷹などの猛禽類の生息を確認するための環境調査や下風呂温泉での温泉モニタリング調査などを実施しております。

来年度以降の計画につきましては、今年度の調査結果を踏まえまして、今後検討することとなりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） 新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の軽症者及び無症状者向けの宿泊療養施設整備要望に係る経緯と現況についてであります。まず宿泊療養施設は、11月25日現在、青森県内においては青森市、八戸市及び弘前市の3市合わせて260室が確保されております。したがって、現時点において、むつ市のみならず下北地域に新型コロナウイルス感染症患者が発生し、宿泊療養施設を利用することになりますと、青森市などへの移動となり、感染者及びご家族の負担、不安が大きくなります。こうした観点から、当地域にもこうした施設の設置が必要であると考え、市有施設の活用も含め、利用可能な施設の情報を収集し、青森県にこれを提供するとともに、設置について要望していたところがありました。

こうした中、県の保健医療調整本部より、むつ市内で宿泊療養を実施する場合、医療提供体制及び運営体制の面で多くの課題があり、これらの課題について解決のめどが立たないうちは、宿泊療養施設設置の準備を進めることはできないという回答が、12月4日金曜日、夜の8時に担当課宛てのメールがありました。今後は、この回答の内容を精査して、再度強く青森県へ要請していきたいと考えております。

また、むつ総合病院において、現況の対応可能なベッド数を超えて新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合は、他の圏域の医療機関への入院等、青森県においてこれを調整を行うこととなると伺っております。

今後も県と連携、協力し、体制整備に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 6番。

○6番（佐賀英生） 答弁をいただきました。

まず、順番どおり行って地熱の関係なのですが、9月から始めて、早ければ来年の3月にある程度分かると。大変ありがたいお話なのです

けれども、やっぱり全国的に見ますと、地熱はそれぞれ行っていると。ただ、費用が莫大にかかるということで、なかなか二の足、三の足を踏んでいるというのをちょっと見ました。

一番おいしいといますか、原資といますか、一番地熱の温度があるのが青森県と言われているわけですが、始まって一番早いのは岩手県、やっているのが岩手県が多いといます。私は地熱に関しては、やはり大きな希望を抱いております。というのは、発電に限らず、2次的、3次的な恩恵といますか、事業ができていくと。例えばさっきも壇上で申しましたが、花卉や園芸、そして農家、もっと言えば間接的には養殖事業と。

今こういう状況の中で、コロナにかかわらず、大変この1次産業というのは衰退の一途をたどっております。さっきいみじくも行政報告の中で市長がおっしゃいました青森大学の誘致と。やっぱりいろんな学びの場をつくっていくことによって、いろんな技術者や研究者が生まれてくると。これが大事だと思うのです。物欲や性欲がなくても、食欲がなければ死んでしまうわけです。やはり一番大事なものをここからつくっていくと。

新たな養殖事業ですとか、園芸事業、花卉事業をつくっていくことに期待をしているわけですが、このままでいけばいささかの時間がかかるかと思われませんが、大体おおむね発電できる、もしくはこれがゴー、建物を建てるのではなく、ハードな部分ではなくて、ソフトな部分が収まりがつか時期というのは、大体どれぐらいと今のところ考えていますでしょうか。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） 今後の事業ということに関しましては、やはり今年度の調査の結果次第ということになるかとは思いますが、今後さらなる調査や長期的な噴気試験等により、燧岳の持つ地熱のポテンシャルということが判明するこ

とになりますので、熱のカスケード利用ということになるかとは思いますが、新たな産業の創出につきましては、そうした調査事業の進捗と並行する形で、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（大瀧次男） 6番。

○6番（佐賀英生） ありがとうございます。これは進捗状況云々とあるのですが、一番懸念するところが費用的な部分かと思えます。前回もちょっとスポンサーが入れ替わって中部電力さんになったわけですが、これから一番懸念される部分が、ほかの地域でもあったみたいに、どうしても資金的な部分、財政的な部分、そういうのがあろうかと思われま。もしですね、もしと言うと大体、もしの話ばかりするとあまり面白くないのですが、どこか例えば中途になったときに、また新しいスポンサーを探すのか、また新しい入替え、会社を入替えして、そういうところまで今のところは考えているのかどうかをお教え願いたいと思います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

現時点では、少なくともむつ市の負担というのは発生してございません。これからは基本的にはどうか、原則として、むつ市の負担が発生しないような形でこの調査事業を進めていくということだと思いますし、これはあくまで民間事業者の事業に協力しているという立ち位置で我々はおりますので、今いる皆さんの事業の構成を変えるとか、そういうことは当然現時点では考えてございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 6番。

○6番（佐賀英生） ありがとうございます。ぜひとも順調に進めていただくことを願っておりますし、私は、私的なお話で大変申し訳ないのですが、これにかけているわけです。地熱をがっ

つりやって、この経済をがっちり持っていくと。そして、一次産業をつくっていくと。子供たちが研究して帰ってくるのだと。人が来れば、それなりにいい人材が集まってくるのです。そして、いろんな研究をして、ここが基地ですよ。皆さんご承知のとおり、下北というところは台風が直撃しないで、いい場所ではないですか。こういうところを有効利用して、がっつりとこの事業を成功させて、10年後、20年後のむつ下北をつくっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続けて、2番目についてですが、先ほど市長からも答弁あったとおり、私もそのように願いたいと思っております。なかなか二の足、三の足を踏んでいるのが現状かと思えます。大変業界も、それにお客さんのほうも厳しい状況です。この私でもさえ、ちゃんと時間を守って帰ってこようとか、やるようにするのに頑張っておりますので、何とかあまり抑制をしないようにしていただきたいと思っております。

ただ、さっきも言ったとおり、年末年始、またこれから若い人たちが帰ってくるかもしれないところには、十二分に気をつけて進めていきたいと思っておりますので、もし聞いている業者の方々がいらっしゃったら、ぜひともそのようにご努力を願いたいと思っております。

3番目の宿泊施設の件なのですが、さっき部長のほうから答弁がありましたが、県のほうが何か多くの課題があると。私は、どのようなやり取りというか、内容がこうだ、ああだというのはちょっと分からないのですが、もしよろしければ、その多くの課題というのはどこら辺のところか引っかかっているのかお教えいただけるのだったらお教え願いたいのですが、

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

課題の内容ということについては、現状今文書私も見ただけでありますので、これが課題に当たるものなのかどうかということも含めて分析中でございます。そういう意味ではこれから、先ほど部長が答弁したとおり、しっかりとまた調整を進めていきたいと考えております。

○議長（大瀧次男） 6番。

○6番（佐賀英生） それは断り文句として、課題があるのかなんとかと言わなくてはいけないことかと思われのですけれども、よく考えてみてください。今ですよ、こうやってないからいいようなもので、例えば出たらどうしてきましょう。こんなことを言ってはちょっと叱られるかもしれませんが、いずれ来るのです、もうここまで来れば。今日の新聞にもついていましたけれども、形態を変えて新しいウイルスになっているわけです。それが来ないわけなのですから、ただなるべく来ないようにみんな努力して、努力して、努力しているのです。もう僕なんかぶるぶるです。一番なりたくないわけですから。誰かなってしまったら仕方ないと思うのですけれども。

また、今さっき言ったとおり、感染は家族ですか、そういう方が今多くなってきた、職場とか。そうすると、ある程度数が出てしまうわけです。もっと県には現実を考えていただきたい。もう少し、それは三村知事なのか、県の部長なのか、それは分かりませんが、本当に実態に合ったものをしていただきたいです。ここからあっちに移動される、何が駄目なのですか、こんな簡単なこと。僕だったらすぐやっちゃいます。もう少し考えていただきたいと、そのように思っております。

宿泊施設ということで、ちょっと一回きいておいてなっていくわけですが、その点について、市長としてはどのように思っているのでしょうか。ここだけちょっと、感情論でなくて真摯にお答え

願いたいと思いますけれども。

○議長（大瀧次男） 鎌田副市長。

○副市長（鎌田光治） ただいまの佐賀議員の県への回答への受け止めについて、ただいまの市長の答弁と一部重複いたしますが、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

まずもって、先ほど部長答弁にもございました12月4日ですね、メールでの回答内容につきましては、甚だ不誠実であるというふうに思っております。3点ほどあるのですが、まず第1に、地域として数か月にわたって要望してきた事項でございます。メールで、しかも夜の8時なのです。勤務時間外に済ませるといふ点でございます。

実は今日メールを送ったというだけの電話があったということではあるのですけれども、普通は県の責任者がしっかりと説明に来るといふのが筋ではないかというふうに思う次第であります。私も国で仕事をしておりましたけれども、普通は地域で関心の高いこういう事案であることを踏まえますと、誠実さも丁寧さもないのかなと、そういう対応だったということは誠に残念でございます。

第2に、回答の内容、これは先ほど市長からもございましたけれども、今ちょっと内容は分析しています。分析していますけれども、自分たちの責任を我々に転嫁するような実は内容になっているということでございます。

また、第3には、今さら言われても対応が難しいということを実は回答で言っているのですけれども、数か月前であれば対応できたことがあるのです。

いずれにいたしましても、このように後手後手に対応しては、市民の皆様の安全安心は、これは確保できないというふうに思っております。

先ほどの部長答弁にもありましたが、これから再度県には強く要望してまいりますけれども、そ

もそも宿泊施設、これは他圏域とはやっぱり距離がある下北の独自の課題なのです。ですから、県には、ここに住んでいる住民、私どもの気持ちに寄り添って対応していただきたいと考えております。県のこのようなコミュニケーションの取り方については、苦言を呈するしかないと感じている次第でございます。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 6番。

○6番（佐賀英生） 全くもって同感でございます。

もうちょっと誠実な態度というか、姿勢で臨んでいただければ少しお話の理由もあるのでしょうか、何かあえてあおって、「ふうんだ」というような感じを受けます。まさか新税の関係でちょっとぐれているのかどうか分かりませんが、全てにおいて何か不誠実ですよ。全然よろしくない。

いいですか。ここは、確かに進んだとはいえ、核家族よりも、まだじいさん、ばあさんと暮らしている家が多いのです。うちもそうですけれども。なおかつ高齢化率が高いわけです。なってしまっただけでは、結構ヘビーになるのが目に見えているわけです。県は、もう少し下北の住民の、むつ地区の住民の命の重さというのを考えていただきたい。

ましてや、恥ずかしい話ですけども、うちなんて古いのですけれども、部屋数はあります。ただ、トイレが1個しかないといううちに閉じ籠もるといっても結構大変ですから、そういう現実的な部分を全然分かっていないですよ。県の方々は処遇がいいから、新しいうちで、大変いいところに住んでいるかどうか分かりませんが、それは。ただ、もろもろ考えたときに、やはりこういう地域性があるところ、ましてや細い一つの半島のところ。ここをがつつり固めなくてはならないというあんばいでほしいと思うのですけれども、今後の向かい方として、さっき当然出た多くの課

題をクリアしていかなくてはいけないと思うのですが、それは今後の向かい方としてクリアできるような問題なのか、そしてまたそれをクリアできたときに、再度いったときにどのような姿勢で臨んでいくのか、最後に1つお願いしたいと思いません。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） やっぱりリーダーシップ、フォロワーシップの問題だと思っていて、リーダーシップが足りないときはフォロワーシップでしっかりやっていくということだと思います。そういう観点からいくと、私たちでできることはしっかり対応した上で、地域の皆様の安全安心の確保に努めていくということだと思っておりますので、できる限りいただいた論点についてはしっかりと答えていきたいというふうに考えてございます。

○議長（大瀧次男） 6番。

○6番（佐賀英生） ありがとうございます。るるお話を聞かせていただきました。これからも強い意志の下にきっちり理論武装をして、なおかつ説得力を持って対応して、何とかそういう施設がなるように。また、いざとなったときにすぐ対応できるような状況をつくっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

終わります。

○議長（大瀧次男） これで、佐賀英生議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため1時まで休憩いたします。

午前11時26分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎杉浦弘樹議員

○議長（大瀧次男） 次は、杉浦弘樹議員の登壇を求めます。3番杉浦弘樹議員。

（3番 杉浦弘樹議員登壇）

○3番（杉浦弘樹） 午後最初の一般質問となります。3番杉浦弘樹です。当選から1年の月日がたつ中で、日頃の私の活動にご理解をいただいている皆様には、今日もこうして傍聴席にわざわざ来ていただいて、私の一般質問を聞いてくださっていることに対しまして感謝申し上げますとともに、エフエムアジュールで私の一般質問を聞いている支援者の方々には、私の活動にご理解いただいていることに感謝申し上げます。

また、この1年は新型コロナウイルス感染症との闘いでもありました。むつ市の積極的かつ迅速な対応には、改めて敬意を表しますとともに、市長ほか職員の方々には、昼夜問わず新型コロナウイルス感染症に対応していただいていることに対しましても感謝申し上げたいと思います。

それでは、むつ市議会第246回定例会において、通告どおり2項目8点について一般質問を行います。市長並びに理事者各位におかれましては、誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

私の出身地域である脇野沢地域におきまして、毎年恒例のタラ漁の場取りが12月3日、始まりました。いつもは各社で報道されているタラ漁の場取りは、例年12月1日に行われますが、今年はしきりで2日遅れたこともあってか、マスコミの報道は少なく、脇野沢以外の市民は知らない方も多くいるかと思えます。

昨日は、場取り2日目を行い、各漁師とも初日海に入れたタラ網の直しを行い、その際幾らかタラの水揚げはあったようですが、まずはしきりで大幅な遅れもなく、無事に場取りが行われたことで、脇野沢漁協組合員でもある私も安堵したほか、元脇野沢漁協職員として長く勤務し、脇野沢の漁業発展に尽力した佐々木隆徳副議長も安堵している

のではないかと思います。

近年脇野沢のタラの水揚げは好調であることから、今年もタラがたくさん水揚げされ、脇野沢のみならず、むつ市の経済活動が活発になることを期待いたし、質問に移らせていただきます。

1項目めは、北限のニホンザルの被害対策についてです。下北半島のニホンザルは、1970年に国の天然記念物に指定されてから、群れ数及び個体数が年々増加の一途をたどり、特定非営利活動法人北限の野生動物管理センター発行の下北半島ニホンザルモニタリング調査報告書によると、昨年度は下北半島全体で70群2,702頭プラスアルファのニホンザルが確認されており、2018年度の69群2,635頭プラスアルファより1群67頭プラスアルファのニホンザルが増えております。

また、年々生息域も拡大しており、昨年度は大畑地区で生息するニホンザルの群れが元の群れから分派行動をし、二十数頭が新たな地域において、別行動をしながら生息域を拡大していることが確認されております。現在では、ニホンザルの人家周辺への定着が進みつつあり、人とニホンザルの共生対策の確立が一層急務となっている現状であります。

むつ市でも、長年ニホンザルの被害対策を積極的にを行い、一定の効果は出ているものの、個体群及び個体数の増加により、近年は被害金額等を減らすことが頭打ちの状態となっており、新たな被害対策が求められている状況であると思われま

す。そこで、今後の被害対策について、5点お伺いいたします。

1点目は、昨年度の農作物被害・人的被害・生活環境被害の状況と問題点、及び本年度の被害対策についてお伺いいたします。

2点目は、電気柵の設置と維持管理の状況及び今後の電気柵の整備についてお伺いいたします。

3点目は、天井侵入口型移動式捕獲おりの概要と導入の経緯についてお伺いいたします。

4点目、天井侵入口型移動式捕獲おりの設置状況と効果についてお伺いいたします。

5点目、天井侵入口型移動式捕獲おりの今後の運用方針についてお伺いいたします。

2点目は、使用済燃料中間貯蔵施設についてです。9月に原子力規制委員会は、中間貯蔵施設が新規規制基準に適合していると認める審査書案を了承し、事実上合格しました。操業開始が迫りつつある中で、市長は2018年11月の朝日新聞の取材に対し、使用済み核燃料の持込みが始まる前にもう一度議論する必要があるとの考えを明らかにしています。地域住民に対し丁寧に説明することは、私自身非常に重要なことであると思ひますし、市と県が東京電力、日本原子力発電側との立地協定を結んでから月日がたっていることを踏まえ、もう一度議論することは、市長の言うとおりの大切なことではないかと考えます。

そこで、1点目の質問は、安全審査合格や立地協定締結後15年経過した状況を踏まえ、改めて市として住民に説明するべきではないかと考えるが、市の考えはどうかお伺いいたします。

2点目の質問は、原子力規制委員会委員長は、9月2日の記者会見で、一般論とした上で、搬出先が未定のまま貯蔵が長期化することに対する懸念や、施設の操業後保安検査などで極めて重大な違反が発覚した際に、使用停止を命じても貯蔵している核燃料の行き場がないことが想定されることを示しています。これらを踏まえ安全協定を締結する前に住民との公開討論会などを行い、丁寧に対応すべきと考えるが、市の考えはどうかお伺いします。

3点目の質問は、施設の操業開始が迫る中で、単独のオフサイトセンター設置が防災上必要と考える住民は一定程度いるものと思ひますが、オ

フサイトセンター新設について国や県と協議していると思ひますが、現状はどの程度進展しているのかお伺いします。

以上、2項目8点を壇上からの質問といたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 杉浦議員のご質問にお答えいたします。

まず、北限のニホンザルの被害対策についてのご質問の1点目、昨年度の被害の状況と問題点、及び本年度の被害対策についてお答えいたします。令和2年3月、特定非営利活動法人北限の野生動物管理センター発行の令和元年度下北半島ニホンザルモニタリング調査報告書によりますと、昨年度の農作物被害は42件、87万4,088円となっており、人的被害は確認されておりませんが、生活環境被害は猿が人家の屋根に上り移動する屋根歩行が42件となっております。

問題点といたしましては、農作物被害額が一昨年と比較して25万円増加していること、また猿の生息域と人間の生活圏が近いことが挙げられます。

次に、本年度の被害対策についてであります。市では春から秋にかけてはモンキードッグや電気柵を活用した農作物被害の軽減を優先的に実施し、冬期間に関しましては特定鳥獣保護管理計画に基づいた捕獲活動を中心として実施しております。

市といたしましては、市民の皆様が安心して生活することができ、また意欲を損なうことなく生活活動が行えるように、むつ市総合経営計画の農林水産業の振興における野生動物による農水産物被害の軽減のため日々取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

そのほかにいただきましたご質問につきまして

は、それぞれ担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） 杉浦議員のご質問にお答えいたします。

まず、北限のニホンザルの被害対策についてのご質問の2点目、電気柵の設置と維持管理の状況及び今後の電気柵の整備についてお答えいたします。昨年度までの電気柵設置延長につきましては、286か所で約51キロとなっており、今年度は8か所の1.3キロ分に設置を予定しております。

次に、維持管理の状況に関しましては、基本的に設置した土地の耕作者にお願いをしておりますが、猿の行動を監視している市の職員が定期的に巡回しまして、点検や確認を行っております。

また、今後の電気柵の整備に関しましては、被害の状況を基に、新規に設置する方を優先的にしたいというふうに考えております。

次に、ご質問の3点目、天井侵入口型移動式捕獲おりの概要と導入の経緯についてお答えいたします。まず、概要についてであります。組立て式の囲いわなでありまして、縦4メートル、横6メートル、高さ2.5メートルで、中に20頭は収容できるものとなっており、常時開口している天井部に返しというものがあまして、一度侵入した猿の脱出を阻むというような仕掛けとなっております。

次に、導入の経緯についてであります。捕獲活動を開始しました昭和56年度から使用している小型わなに猿が慣れたことによりまして、捕獲数が伸び悩んでいたことから、県の平成30年度青森県未来を変える元気事業費補助金を活用しまして、2分の1の補助を受けまして約106万円のおりを1基導入し、平成30年10月から運用しております。

次に、ご質問の4点目、設置状況と効果につい

てお答えします。設置につきましては、川内町蛸崎地区の私有地を借用し、現在まで設置しております。効果につきましては、平成30年度は市内における捕獲頭数31頭のうち11頭、令和元年度は48頭のうち22頭をこの捕獲おりで捕獲しております。全体の割合からしますと十分に効果があるというふうに考えております。

最後に、ご質問の5点目、今後の運用方針についてであります。今後は出没の頻度、設置条件、被害状況等を総合的に判断しまして、移設ですとか追加導入について検討してまいりたいと考えております。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） 使用済燃料中間貯蔵施設についてのご質問の1点目、使用済燃料中間貯蔵施設に関する住民への説明に対する市の考え方についてと、ご質問の2点目、住民との公開討論会等を実施することについての市の考え方については、関連いたしますので、一括してお答えいたします。

使用済燃料中間貯蔵施設については、平成17年10月に、青森県、むつ市、東京電力株式会社、日本原子力発電株式会社の4者で立地協定が締結をされております。その後、これまでの15年間で東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故、高速増殖原型炉「もんじゅ」の廃止措置の決定などがあり、使用済燃料中間貯蔵施設を取り巻く状況が大きく変化していることも承知しております。

こういった観点から、これまでに引き続き、むつ市議会において地域に対して論点が開示されながら、安全協定の際にはしっかりと終局的に議論していただくことで、市民の皆様のご理解もより深まっていくものと考えております。その上で、さらに市民の皆様へのご説明が必要であれば、その手法等も併せて検討してまいりたいと考えてお

りますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） 使用済燃料中間貯蔵施設についてのご質問の3点目、オフサイトセンター新設について、現状はどの程度進展しているかについてお答えいたします。

まず、オフサイトセンターの指定につきましては、原子力災害対策特別措置法において、原子力事業所ごとに内閣総理大臣が指定することとされており、オフサイトセンターは、原子力施設における緊急事態時において、原子力災害等が発生した敷地の外部で応急対策を講ずるための施設でありますことから、これを考慮いたしますと、市といたしましては、複合災害が発生した場合においても災害対策本部要員等が容易に参集できる市役所本庁舎周辺が適地であると考えており、県へも市の考え方を伝えておりますが、現在実施主体であります県において、国から示された方針、市の考え方等を踏まえ検討しているものと認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 3番。

○3番（杉浦弘樹） それでは、順番に再質問を行いたいと思います。

まずは、北限のニホンザルの被害対策について再質問いたします。まずは、1点目、令和元年度下北半島ニホンザルモニタリング調査報告書によると、農作物被害について、過去6年間の中で昨年度の被害件数は最も少ない件数でありましたが、屋根歩行の生活環境被害、農作物被害金額は最も多い件数、金額であり、また被害金額については、2014年度からの6年間の被害金額の推移を見ますと、1年置きに増減を繰り返しております。

まず、2014年度から2015年度を比較すると、2014年度は約58万円、2015年度は約78万円で20万円の増、2016年度は52万円で、2015年度と比較すると26万円の減、2017年度は約85万円で、2016年

度と比較で33万円の増、2018年度は約62万円で、2017年度と比較で23万円減、2018年度から昨年度は約25万円増で、20万円台から30万円台の間で1年置きに増減を繰り返しております。また、金額も6年間で、少ないときで50万円台、多いときで80万円台と、この被害金額の間で推移していることから、捕獲活動以外において、今までの被害対策では効果が低くなっているのではないかと考えますが、市の考えはどうでしょうか、お答え願います。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） 被害金額の増減ということでございすけれども、市といたしましては、電気柵ですとかモンキードッグ等の追い上げ、またおりを使った捕獲等で被害の増加を防いでいると、一定の効果を出しているというふうに考えております。

○議長（大瀧次男） 3番。

○3番（杉浦弘樹） 被害件数が減っているため、これまでの被害対策による効果は一定程度出ているというのは理解しておりますが、今後解決すべき問題点は、被害金額の減少に努めることではないかと考えております。そのためには、頭数の増加傾向を抑制し、個体数を調整する新たな対策を講じなければいけないと考えます。

そこで、一つの例として、現在県の事業で行っている弘前市の先進的な被害対策についてご紹介したいと思います。県内でも猿の頭数が増加傾向にあることから、このたび県の事業で、弘前市旧岩木町地区を対象に、猿にGPSをつけて行動域をデータ化し、被害対策を行っている事例があります。この被害対策の利点は、猿の行動域の正確な把握に努めることにより、猿出没前の追い払い対策の実施や効果的な捕獲活動を行い、捕獲実績を上げるといった利点があります。

現在むつ市が直面している高単価の農作物被害や全体的な農作物被害金額の大幅な軽減につな

る画期的な被害対策にならないかと個人的に考えております。市でも情報共有の一環から、こちらの事業は把握しているものと考えられますが、市ではこの被害対策にどのような考えをお持ちでしょうか。

また、新たに考えている有効的な被害対策等があれば教えていただきたいと思います。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

今ありました弘前市の例でありますけれども、こちらについては市としましても今注視している状況にあります。ただ、GPS等の先進的な被害防止対策という部分につきましては、例えば猿に装着する電源というのですか、の能力ですとか、通信にかかるコストですとか、課題もあるのかなというふうに考えております。ですので、市としましては、今弘前市はじめほかの自治体の先進的な事例を注視しているという段階で、今後このような事例を基に調査研究を続けていきたいというふうに考えております。

また、あと新たな対策ということでありましたけれども、こちらにつきましては、まずは今やっていることをしっかりやると。電気柵の増設ですとかモンキードッグの対策、そして大型おりでの捕獲というのをまずしっかりやりながら臨みたいと。そしてまた、まず来年度につきましては、被害を受けやすい農地の把握というものを市の担当も把握して行って、被害対策、被害が軽減するような形でやっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（大瀧次男） 3番。

○3番（杉浦弘樹） 弘前の行っている新たな捕獲活動の部分に関しては、やはりまだやり始めということで、これからいろいろと見ていかなければいけないところも確かにあると思います。ぜひともこちらのほうを調査研究して、そちらの結果が

出た暁には前向きに検討していただければと思います。

それでは、2点目に移らせていただきます。こちらの2点目に関しては、今後の電気柵の整備は、新規に電気柵を設置することを優先したいということで先ほど答弁がありましたので、ぜひとも市民の要望に応えられるように迅速に対応していただくようお願い申し上げます。

それでは、3点目のほうに移らせていただきます。なぜこの捕獲おりを導入したのか、ほかに導入している自治体等を例にしたのか、そちらのほうをお聞きします。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

大型の捕獲おりの導入ということでの回答になります。こちらにつきましては、千葉県の方で特定の外来生物でありますアカゲザルという猿がおるのですが、そちらの防除実施計画のほうで実際に実施していたということをご参考にして導入いたしました。

また、これまで取っていた対策という部分でいいますと、平成26年度とか平成27年につきましては、センサーを活用した、猿がおりの中に入った場合とか、あと猿がおりの中に入って振動を起した場合に扉が閉じるというようなものもこれまで導入して、試験的にやってみりました。ところが、機器が故障したり誤作動があるというようなこともありまして、それらを考えた結果、今回導入しました天井侵入口型の移動式捕獲おりというのは非常にシンプルな構造になっております。また、特許も取得している製品ということで、そういうことからこちらの捕獲おりを今回導入した、平成30年に導入したということになります。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 3番。

○3番（杉浦弘樹） むつ市でこの捕獲おりを導入

する前に県内での導入例等はありませんでしたでしょうか、お答え願います。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） 県内での導入例ということではありますが、ちょっと詳しくは分からないのですが、ただ我々と一緒に同時期に下北郡内の自治体でも導入したというようなことは分かっております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 3番。

○3番（杉浦弘樹） それでは、次に移りたいと思います。天井侵入口型移動式捕獲おりは、高さ2.5メートルもあるので、通常であれば一度天井から入ってしまうと逃げることはできないと考えますが、このおりを開発した業者は広島県の業者と聞いております。青森県とは気候が異なる地域で開発された捕獲おりなので、積雪量が多い青森県に適しているかは微妙なところであるのかなと私自身考えております。

こちらの捕獲おりは、私も7月に視察しましたが、昨年度は記録的少雪のため、積雪はさほどない状況の中で運用していたと思いますが、設置場所は山に近い場所でもあるため、積雪が多い場合は定期的におりの中を雪かきしないと、天井まで2.5メートルもある高さが雪で低くなって、場合によっては天井から猿が逃げてしまうのではないかと考えられます。しかし、このおりの中に猿が入っていれば、人がおりの中に入って雪かきすることができないことを考えますと、冬期間の運用に問題があるのではないかと考えますが、市の考えはどうでしょうか、お答え願います。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

雪が降ったときということでございますけれども、基本的にこのおりを設置していれば、職員等が毎日巡回することとなっておりますので、巡回

したときに雪の状況を見て適切に対処しているというのが実情になっております。ですので、脱出できるような雪の深さまでにはさせていないといえますか、きちんと管理している状況になっております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 3番。

○3番（杉浦弘樹） 現在様々な分野でICTを使った事業運用が行われておりますが、こちらの捕獲おりもモニター等で常時おりを監視するといったこともできると聞いておりました。しかも特別交付税の対象となり、交付率5割と聞いておりますが、今後機器の導入等は検討していないのかお答え願います。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

先ほど申しあげましたように、おりのほうは巡回をしてございます。今のところ巡回によって確認ができるということでございますので、現段階ではICTの必要性は低いのかなと考えておりますけれども、将来的に巡回できないような場所に移設するですとか、または増設等をして巡回ができないような環境になれば、ICTの導入について検討していくことになるというふうに思っております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 3番。

○3番（杉浦弘樹） 分かりました。

次に、5点目のほうに移らせていただきます。今回質問した捕獲おりは、捕獲実績にも現れているとおり一定の効果があるということなので、導入に関しては、ぜひとも今後前向きに検討していただきますようよろしくお願いいたします。

また、最後になりますが、毎年猿の成育調査を行っている団体からお聞きしましたが、今年度、2020年度の調査段階において、奥葉研地区のさら

に奥のほうで、これまで目撃された猿の数よりもはるかに多い数が目撃されたと聞いております。また、人慣れしているようで、調査中にもかかわらず人に近づく行動も多々見受けられたと聞いております。

来年3月には、今回の資料等に使用させていただいた下北半島ニホンザルモニタリング調査報告書の最新版でも明記されるかと思いますが、今後大畑地区での猿の活動には注視していただきたいのと、猿に餌をやらない等の注意喚起を促す立て看板の設置等をぜひご検討くださるよう、再度お願いを申し上げまして、次の再質問に移ります。

使用済燃料中間貯蔵施設についての再質問をいたします。先ほどの答弁で、1と2は重複することでの答弁をいただきましたので、私のほうもこちら一括で、要望として市側をお願いしたいと思っております。先ほどむつ市議会でも論点が開示されながら議論、その上で市民に対して説明のほうを検討するというふうなことでありましたので、ぜひともこちら、市民に対して丁寧に説明する観点から、前向きに検討していただきたいと思っておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

3点目のオフサイトセンターの件についてですが、事業が迫っている中で、今までの議論の経緯からすると、市では単独のオフサイトセンター建設を十分認識していると考えます。早期完成を考えると国と直接話すのがよいかと考えますが、市側の考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

繰り返しになりますが、現在オフサイトセンターの建設につきましては、実施主体であります県において、国から示された方針、むつ市の考え方を踏まえ検討しているものと認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 3番。

○3番（杉浦弘樹） 分かりました。事業開始が迫っているのも、ぜひともオフサイトセンター建設の議論のほうは早急に進めていただくようお願い申し上げます。私の一般質問を終わります。

○議長（大瀧次男） これで、杉浦弘樹議員の質問を終わります。

ここで、午後1時50分まで暫時休憩いたします。

午後 1時36分 休憩

午後 1時50分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎鎌田ちよ子議員

○議長（大瀧次男） 次は、鎌田ちよ子議員の登壇を求めます。11番鎌田ちよ子議員。

（11番 鎌田ちよ子議員登壇）

○11番（鎌田ちよ子） 公明党、公明・自由の鎌田ちよ子でございます。むつ市議会第246回定例会に当たり、3項目8点にわたりご質問いたします。今定例会13名の登壇者のトリを務めます。宮下市長はじめ理事者、そして皆様におかれましては、大変お疲れとお察しいたします。簡潔明瞭で誠意あるご答弁をお願いし、質問に入らせていただきます。

質問の1は、環境行政についてお尋ねいたします。近年猛暑や豪雨被害など、地球温暖化が原因とされる気候変動による影響が深刻化しており、温室効果ガスの増加による水害などのさらなる頻発化、激甚化などが予測されます。

2018年に公表されたIPCC、国連の気候変動に関する政府間パネルの特別報告書で、気温上昇を摂氏2度よりリスクの低い摂氏1.5度に抑えるためには、2050年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする必要があることが示されています。

脱炭素社会に向けて、2050年、温室効果ガスの排出量または二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが、または地方自治体としてゼロカーボンシティを公表された自治体は、現在21都道府県と132市町村、153自治体となり、宣言した自治体人口は7,000万人を超えています。東北におきましては、お隣の岩手県、山形県、福島県が表明いたしました。

ゼロカーボンシティが急増した背景には、近年気象災害が頻発し、今まで経験したことのない記録的な大雨による水害など、地球温暖化の影響による危機意識の共有にあると指摘されています。また、省エネルギー家電や再生可能エネルギー普及拡大と、国の脱炭素に向けた自治体を後押しする動きがその成果に現れています。

SDGs、2015年9月の国連サミットで定められたよりよい世界を目指すための持続可能な開発目標として、2030年までに達成すべき17の国際社会共通の目標、脱炭素社会へシフトは、資源循環や都市の新たな交通網の整備など、将来像に関わる課題です。市民のライフスタイルという観点から、地球温暖化対策のために今できる賢い選択であるクールチョイス。2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品、サービス、行動など、温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す国民運動として、エコスタイルへシフトしなければなりません。そして、次の時代を生きる子供たちへの環境に対する教育の充実につなげていくことが重要です。

1、本市が取り組んでいるSDGs・地球温暖化対策について。

2、ゼロカーボンシティ、二酸化炭素排出実質ゼロの実現への表明について。

3、児童・生徒への環境教育について、ご所見をお伺いいたします。

質問の2は、子育て支援についてお伺いをいたします。公明党は、女性局を中心に地方議員と国会議員が連携し、子育て家庭が社会から孤立するのを防ぐために、産前産後から子育てまで切れ目なく母子を支援する子育て世代包括支援センター、日本版ネウボラの設置を全国で推進してまいりました。予期しない妊娠をした女性など、虐待死の事案では、生まれたその日に亡くなる子供が多いことも懸念され、妊婦への支援強化が大切になっています。

未来の宝である子供の幸せを一番に考える社会を目指して、子供たちの命を守り、希望する人が安心して子供を産み育てられるむつ市として、地域の連携や母子保健と子育て支援など、様々な連携強化が大切になっています。本年4月スタートした子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点「Smile Kids Officeにっこりっこ」の事業内容の現状と今後の課題についてお知らせください。

次に、多胎児家庭への支援についてです。双子や三つ子などの多胎児の子育てには負担が大きく、様々な困難が伴います。核家族化が進み、地域社会との関わりの希薄さといった社会環境の変化により、母親が抱える不安や孤立感は大きくなっていると考えます。

厚生労働省は、今年度から多胎児家庭への負担軽減を図るため、多胎児の子育て経験がある方との交流会の開催や研修を受けたサポーターを派遣して育児の手伝いをする多胎児の子育てに特化した多胎妊婦等を支援する事業を開始し、実施主体は市町村、国が費用の半分を補助し、多胎児家庭に特化した国の支援策は初めてとなります。

多胎児の保護者約1,600人を対象とした民間団体の調査では、育児でつらいと感じた場面として、外出、移動が困難、自身の睡眠不足、体調不良が最も多く、目の前のことをこなすのが精いっぱい

で、一寸先のことを考えられない、余裕がない、必要なサポートは家事育児の人手と答えられています。

本市の多胎児家庭の現状についてお伺いをいたします。

続いて、産後ケアについてお尋ねをいたします。2020年に生まれた子供の数は85万人を割り込み、統計を開始した1899年以降で過去最少の84万人台半ばとなる見通しであると政府関係者が明らかにいたしました。政府が86万人ショックと表現した昨年の出生数86万5,000人からさらに2万人程度減少し、5年連続で過去最少を更新することになります。新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きく影響される来年の出生数は70万人台に落ち込む懸念も指摘され、抜本的な対策が求められています。

本市におきましても、出生数は平成27年度までは400人台でしたが、平成28年度以降は300人台と減少傾向で、さらなる人口減少が危惧される中、子供、子育て政策は最重要課題であると認識をいたします。

昨年11月29日に改正母子保健法が国会で成立し、出産後間もない母親と乳幼児を支援する産後ケア事業の実施が市区町村の努力義務となりました。核家族世帯数は増加傾向で、実家の母親は就労していることが多く、育児の悩みを誰にも相談できずに1人で抱えてしまいがちです。出産後1年以内の母親と乳幼児を対象に、助産師や保健師が心のケアや育児に関する相談を行うほか、産後ケアの整備に取り組むことが盛り込まれ、産後ケア事業にはショートステイ、宿泊型、デイケア、訪問型があります。

産後ケア事業についてお伺いをいたします。

質問の3は、福祉行政、国民健康保険高額療養費支給申請への支援についてお尋ねいたします。被保険者が同じ診療月内に高額な医療費を支払っ

た場合は、高額療養費制度により、年齢や所得に応じて決められた自己負担限度額を超えた額の払戻しを受けることができます。一定額自己負担限度額を超えた場合、対象者は必要なものを持参して、市役所の担当窓口で申請手続を行わなければなりません。高額療養費の支給対象となった70歳から74歳の前期高齢者にとっては、その都度市役所に赴き、申請書などを提出することは、体調管理や交通手段の確保など、負担となっているとのお声があります。

厚生労働省は、平成29年3月に国民健康保険法施行規則の一部を改正し、70歳から74歳までの被保険者の高額療養費支給申請について、市町村の判断により手続を簡素化することが可能との決定があり、多くの市町村では自動振込方式を導入いたしました。本市は県内一広大な地域であり、市民は交通手段の確保に難儀をしています。市民の利便性に配慮した対応として、自動振込方式を導入すべきと考えます。

1、後期高齢者医療保険と同じような手続の簡素化について。

2、国民健康保険高額療養費の支給申請における制度の2年の時効と本市の状況について、お尋ねをいたします。

次に、介護保険におきましても、サービスを利用したときに、福祉用具購入費、住宅改修費、介護保険対象外の費用を除き、利用者負担として支払った負担割合に応じた負担額を超えたときに、その上限額を超えた分が高額介護サービス費として支給されます。そして、同じく2年の時効という制度があります。

高額介護サービス費支給申請の状況につきまして、過去3年間の人数と金額をお知らせください。

以上、3項目について前向きなご答弁をお願いし、壇上からの質問といたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

(宮下宗一郎市長登壇)

○市長(宮下宗一郎) 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

まず、環境行政についてのご質問の1点目、本市が取り組んでいるSDGs・地球温暖化対策についてお答えいたします。市では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成20年3月にむつ市地球温暖化対策推進実行計画を策定しております。これは、市の事業及び事務に関し、二酸化炭素排出量の削減を目標とした計画であり、平成24年度に計画期間が満了したことから、その取組結果を踏まえ、平成27年度より令和元年度までの5か年を計画期間とした第2期むつ市地球温暖化対策推進実行計画を策定し、地球温暖化対策に継続して取り組んでおります。

具体的な取組内容といたしましては、所管施設の照明のLED化等、省エネ型への切替えを積極的に進めるほか、紙類の再使用、ごみ分別の徹底、パソコン機器等の適正利用、公用車の省エネ運転等に取り組んでおります。

実行計画の目標値は、平成24年度を基準として、平成27年度から令和元年度における二酸化炭素排出量を5%削減としております。

実績といたしましては、各年度ごとに目標値が定められており、平成30年度では目標値を上回る16.7%の削減となっております。

なお、令和元年度につきましては、現在集計作業を行っているところであります。

今後は、令和元年度までの調査結果を踏まえ、第3期計画を策定することとしており、引き続き二酸化炭素排出量削減に継続して取り組んでまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、ゼロカーボンシティの実現についてであります。再生可能エネルギーの推進等、脱炭素社会へ向けた取組は、地球温暖化対策をする上で非常に重要な取組であると認識

しており、市といたしましても、ゼロカーボンシティについて調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の3点目、児童・生徒への環境教育につきましては、教育委員会からの答弁となります。

次に、子育て支援について及び福祉行政についてのご質問につきましては、それぞれ担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長(大瀧次男) 教育長。

(氏家 剛教育長登壇)

○教育長(氏家 剛) 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

環境行政についてのご質問の3点目、児童・生徒への環境教育についてお答えいたします。学校では、小学校の家庭科や中学校の社会科の授業において、ごみを減らすリデュース、再利用するリユース、再生利用するリサイクルという3Rについて学ぶなど、循環型社会の実現に向け、どのような取組ができるかを学習しております。また、ジオパーク学習として、地域海岸のクリーン作戦及びごみの調査を通じて、地球環境の保全について考えたり、青森県の事業である小学生3Rチャレンジ等を通して、ごみやリサイクルに関する意識を醸成したりするなど、これからの時代を生きる子供たちに対する取組を行っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長(大瀧次男) 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長(菅原典子) 子育て支援についてのご質問の1点目、子育て世代包括支援センター「Smile Kids Officeにっこりっこ」の事業についてお答えいたします。

「Smile Kids Officeにっこりっこ」の主な事業は、妊産婦並びに就学前の乳幼児及びその保護者の実情の把握、各種相談対応と保健指導、関係機関との連絡調整、母子保健事業及び虐待対応を含めた子育て支援事業に関する

こととなっております。また、「Smile Kids Officeにつこりっこ」には、母子保健及び子育て支援に関する専門的知識を有する保健師や保育士の資格を有する子育てコンシェルジュ、家庭児童相談員等を配置し、関係機関との連携の下、妊産婦及び乳幼児とその保護者に寄り添った支援に努めております。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、集団で実施する事業の開催が難しい状況にありましたが、両親学級や離乳食教室を時間予約制で実施するなど、個別の相談支援を中心に事業の実施方法を見直しました。また、関係機関とのカンファレンスのオンライン化や、来年1月には子育て支援アプリにオンライン相談機能を追加するなど、コロナ禍においても必要な支援を継続できるように努めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、多胎児家庭の現状についてお答えいたします。むつ市では、年間1から3件ほどの多胎児の出生があり、保健師等による家庭訪問や相談支援のほか、多胎児ピアサポート事業として、多胎児の子育て経験者同士の交流会を今年度から実施しております。交流会では、多胎児家庭ならではの喜びと大変さを共有し、このような機会を定期的に開催してほしいという声が聞かれております。

引き続き参加者の声を踏まえた子育て支援サービスや事業について調査研究し、むつ市総合経営計画にある子どもすこやか母子保健の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、産後ケア事業についてお答えいたします。産後ケア事業は、心身の不調や育児、不安などを抱える出産後1年以内の母親とその子供を対象に、助産師等の専門職が中心となり支援するもので、原則利用料が発生します。

今後産後ケア事業のニーズの把握や地域の社会資源の活用等も含め、当市の実情に合った方法を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） 福祉行政についてのご質問の1点目、国民健康保険における高額療養費の支給申請への支援についてお答えいたします。

まず、高額療養費の申請を初回のみとする手続の簡素化についてであります。国民健康保険制度では支出した月ごとの医療費について、年齢及び所得に応じ、それぞれ負担限度額の定めがあり、これを超えて支出した場合は、申請に基づき、高額療養費として被保険者に払い戻すこととされております。一方、後期高齢者医療保険制度では、高額療養費の払戻しについては、申請が初回のみであるなど、国民健康保険制度に比し、被保険者の手続が簡素化されている現状にあります。

しかしながら、国民健康保険法施行規則の改正が平成29年3月に行われ、70歳以上の方への高額療養費の払戻しに係る手続簡素化が可能となっております。

こうした法改正を受け、市民の皆様の利便性に鑑み、当市においても当該手続の簡素化の実施に向け検討してまいりたいと考えております。

次に、高額療養費の払戻しに係る申請の時効と手続の状況についてお伺いいたします。当該申請に係る時効につきましては、国民健康保険法の規定により、診療日の属する月の翌月の1日から起算して2年間となっております。高額療養費の払戻しが1,000円以上となる方々には、毎月市からこれを通知する文書を送付しておりますので、くれぐれも請求漏れがないよう注意していただきたいと存じます。

また、この払戻し手続の状況については、昨年

度の実績であります。延べ2,156世帯、約2,817万円分の申請に関する通知文書を発送し、通知の対象とならない方や前年度分も含めまして、延べ3,456世帯、5,182万円の払戻しが行われておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 福祉部長。

○福祉部長（須藤勝広） 福祉行政についてのご質問の2点目、介護保険の高額介護サービス費支給の状況についてお答えいたします。

高額介護サービス費の該当になる方には勧奨通知を送付しておりますが、それでも申請の手続を行わない方の直近3年間の実績は、平成29年度が125件で92万3,632円、平成30年度が69件で37万2,395円、令和元年度が93件で62万4,199円となっております。

高額介護サービス費の申請については、2年間という時効がございますので、申請漏れののないよう、今後も制度の周知、勧奨について努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 11番。

○11番（鎌田ちよ子） 3項目にわたり丁寧なご答弁をいただきありがとうございます。再質問をさせていただきます。

質問の1の環境行政についてでございます。国では、令和元年6月に策定したパリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略におきまして、最終到達点として脱炭素社会を掲げ、今世紀後半、できるだけ早期に実現することを目的としてビジョンを示しました。市民や事業者の意識を高めること、そしてその行動変容を促す取組が重要と考えますが、いかがお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 民生部長。

○民生部長（中村 久） 市では、県と連携したイベントや講習会を通じ、省エネや節電、スマートムーブといった地球温暖化対策に向けた取組について周知を図っております。市自らが事業者、消

費者として率先して二酸化炭素排出量の削減に取り組むことで、市民の皆様への効果波及を期待するとともに、市内事業者や個人でできる対策について、広報むつ及びホームページ等に掲載し普及啓発を図りながら、地球温暖化対策を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 11番。

○11番（鎌田ちよ子） 市民の皆様、また事業者の協力があったの実現だと思っておりますので、広報につきましては工夫をしていただいで、よろしくをお願いします。

次に、ゼロカーボンシティについてでございますが、世界首長誓約では、持続可能なエネルギーの推進と温室効果ガスの大幅削減など、気候変動の影響への適応に取り組み、持続可能でレジリエント、強靱な地域づくりを目指し、同時にパリ協定の目標の達成に地域から貢献しようとする自治体のトップ、首長がその旨を誓約し、そのための行動計画を策定した上で、具体的な取組を積極的に進めていく、この国際的な取組でございます。

また、傘下に日本も入りまして、地域首長が誓約を表明したのが153自治体が立ち上がっています。全国の市長会などで、皆さんの話題になっているのではないのでしょうか。市長のこの件に対するご所見をお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

政府も2050年にゼロカーボン社会ということでの表明をしたところでありますし、またゼロカーボンシティ宣言ということ、誓約ですね、これは非常に重要なことであるというふうに私自身としても考えてございます。

ただ、むつ市としてこれを宣言して、今やっている取組をここに寄せていくということは簡単にできるわけですが、私としては、例えば下

北地域あるいは下北半島、さらにはむつ湾広域連携と、様々な自治体間の連携の取組、広域の取組がありますので、こうしたところで一斉に表明をするというようなことのほうが効果的であるというふうに認識しておりますし、我々だけ一生懸命やってもほかの自治体で取り組んでいなければ、これは意味ない話ですので、そういう広域連携の中でできるように、折を見て、折に触れて皆さんと相談、ほかの自治体とも相談しながら達成していけたらというふうに考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 11番。

○11番（鎌田ちよ子） ただいま市長から隣接の自治体とのお話がございました。横浜町は、横浜市で活動する企業に対し再エネ電力を供給する地域連携、「横横プロジェクト」を立ち上げ活動しています。横浜市は、2018年、横浜市地球温暖化対策実行計画を策定し、2050年までの脱炭素を掲げています。2019年、東北の12市町村と再生可能エネルギーに関する連携協定を締結し、エネルギーを通じた地域循環共生圏の構築を目指しています。

横浜町の地域特性は、皆様ご存じのように風力発電でつくられた電力で、この電力は固定価格買取制度により東北電力に売電されています。その電力を小売事業者のみんな電力株式会社が仲買することで、横浜市内の事業者に届けられています。また、横浜町も再生可能エネルギー推進協議会をつくりまして、再エネ業者に加入してもらい、利益の一部をまちに寄附してもらうことで、この横横プロジェクトにより地域にお金が落ちるという仕組みを構築しています。

横浜町でつくられた電気を使っている、また買っているということで、横浜市の皆様も少なからず菜の花の横浜町に関係しているという意識が生まれています。電気の使用をきっかけに興味を持

つ人が増え、電力だけでなく物、また人の移動が生まれ、関係人口が増加し、地方創生につながる循環が生まれることが大変期待されているプロジェクトでございます。

私たちの近くに先進地として横浜町がございました。まちづくりや子供たちの循環型社会の学びの場として、これを勉強していくとか、また学んでいく、そういう機会をつくっていただきたいと要望いたします。

質問の2の子育て支援についての再質問でございます。社会福祉法の一部改正によりまして、相談体制の在り方が問われています。市として、複合的な課題解決や相談窓口に行けない方への重層的な体制が必要です。先ほどもオンラインで、春からはそういう相談もできるということもお伺いしたところでございますが、この重層的な体制ということで、縦割りではなくて横連携、そこところが大変子育てには大切なキーポイントであると思っておりますので、再度ご所見をお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（菅原典子） お答えいたします。

「Smile Kids Officeにっこりっこ」は、妊産婦及び子供とその保護者の総合相談窓口として、妊娠、出産、子育てに関する相談だけではなく、経済困窮や保護者の心の問題など、家族が抱える複雑な課題についても、庁舎内関係部署や地域における関係機関との連携により対応しております。

引き続き保健事業等の様々な機会の活用や、関係部署及び関係機関との連携をより一層深め、支援を必要としている方々の声を広く吸い上げることができるよう努めるとともに、子育て支援アプリのオンライン相談体制を整えるなど、相談支援体制の充実にも取り組んでまいりたいと思っております。

ので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 11番。

○11番（鎌田ちよ子） もう一つ確認のために質問させていただきます。

コロナ禍の中で、出産間もない母親の産後鬱のリスク上昇が懸念されています。専門家による本年10月の調査により、産後鬱の可能性がある母親の割合が通常時10%程度の約2倍になっているとの報道がございました。また、2011年の東日本大震災の際も、宮城県調査では産後鬱の可能性がある母親の割合が20%を超え、通常時の2倍に跳ね上がったように、このコロナ禍における強いストレスが持続する中、産後鬱を来す人の数が膨れ上がっていくのではないかと危機感を持っている一人でございます。

母親の産後鬱が治療できないと、子供の情緒や体の長期的な発達や母子関係に影響を与えるおそれがあり、心配でございます。コロナ禍で困難な状況に直面している産後の母親が健やかな生活へ自ら立ち上がれるよう、産後ケアをどのようにしていくか、今後の課題とは承知をしておりますが、本市の今後のことについて、再度お伺いをいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

産後のケアというものは、非常に重要だというふうに私も認識しております。我々としては、「Smile Kids Office」のところで、妊娠中から出産後に至る支援を切れ目なく行うこととしておりますので、こうした中で必要な部内での連携、さらには部外の部局との連携も含めて、しっかりと対応していきたいというふうに考えてございます。

○議長（大瀧次男） 11番。

○11番（鎌田ちよ子） この産後ケアも含めまして、市町村の努力義務というところでございますが、

子育てには、先ほども申し上げましたように大変子供が、出生数が少なくなっておりますので、また母子に個々に寄り添っていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

質問の3の福祉行政について、私は今回2年の時効という、このことがあるということ初めて知らされまして、今回の質問に至りました。11月11日は介護の日でした。厚生労働省は、介護について理解と認識を深め、介護従事者、介護サービス利用者及び介護家族を支援することを目的の一つとして、11月11日を制定しています。

介護保険制度が始まって今年で20年、制度初年度の平成12年当時、被保険者となる65歳以上の高齢者数は約2,240万人で、要介護、要支援の認定者は約247万人でした。それが直近の報告では、それぞれ約3,570万人、約660万人に増加しています。そして、前期高齢者の70歳から74歳の方の収入といいますと、大方が確定した年金で生活をされているのではないかと思います。

市役所からはがきが何度か届いているけれども、金額が少ないから、交通費を使って申請に行っても、かえって赤字になるというお声がございました。少ない金額も2年分まとめると相応のお金になります。この分のお金、相応のお金を個々にもしお知らせしていただけるのであれば、届いても交通費のほうが高くなるといった方々にもきちんとお金が届く仕組みができると思います。介護保険のほうは、なかなか口座振替導入とはなかなか難しいとは思いますが、できれば個々に対応していただきたいということが私の思いでございます。

払い戻されるべき皆様にお金は全て返していただきたいと思っております。この2年の時効で、残高がゼロ円に近づく努力をお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（大瀧次男） これで、鎌田ちよ子議員の質

問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（大瀧次男） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明12月8日は議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。

よって、明12月8日は議案熟考のため休会することに決定いたしました。

なお、12月9日は議案質疑、委員会付託、一部採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時30分 散会